

令和元年12月25日

保護者の皆様へ

二子山幼稚園長
今井 啓太

平成30年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

平成30年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

1号認定

支給月	4歳以上	3歳	満3歳
4月	40,930	56,730	56,730
5月	40,900	56,700	104,450
6月	40,920	56,720	104,470
7月	40,880	56,680	104,430
8月	40,880	56,680	104,430
9月	40,840	56,640	104,390
10月	40,790	56,590	104,340
11月	40,780	56,580	104,330
12月	40,780	56,580	104,330
1月	40,780	56,580	104,330
2月	40,780	56,580	104,330
3月	44,070	59,870	107,620

(給付対象期間 平成30年4月～平成31年3月)

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

2・3号認定

標準時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	71,150	86,530	136,800	215,040
5月	71,100	86,480	136,750	214,990
6月	71,000	86,380	136,650	214,890
7月	70,860	86,240	136,510	214,750
8月	70,910	86,290	136,560	214,800
9月	71,000	86,380	136,650	214,890
10月	71,000	86,380	136,650	214,890
11月	71,000	86,380	136,650	214,890
12月	70,910	86,290	136,560	214,800
1月	71,050	86,430	136,700	214,940
2月	71,000	86,380	136,650	214,890
3月	76,780	92,160	142,430	220,670

2・3号認定

短時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	62,210	77,590	127,860	206,100
5月	62,160	77,540	127,810	206,050
6月	62,060	77,440	127,710	205,950
7月	61,920	77,300	127,570	205,810
8月	61,970	77,350	127,620	205,860
9月	62,060	77,440	127,710	205,950
10月	62,060	77,440	127,710	205,950
11月	62,060	77,440	127,710	205,950
12月	61,970	77,350	127,620	205,860
1月	62,110	77,490	127,760	206,000
2月	62,060	77,440	127,710	205,950
3月	67,840	83,220	133,490	211,730

(給付対象期間 平成30年4月～平成31年3月)